

17

環境影響評価書案

八王子ニュータウン整備事業

昭和59年8月

東京都

I 総括

I・1 事業者の氏名及び住所

(1) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

氏名 東京都知事 鈴木俊一

住所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 電話 03-212-5111

(2) 事業予定者

① 土地区画整理事業

氏名 住宅・都市整備公団 首都圏都市開発本部

開発本部長 佐藤順一

住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 電話 03-354-3611

② 道路の建設

未定

I・2 対象事業の名称

八王子ニュータウン整備事業

① 南八王子土地区画整理事業（対象事業の種類：土地区画整理事業）

② 都市計画道路 2・1・9号線建設事業（対象事業の種類：道路の新設）

I・3 対象事業の内容の概略

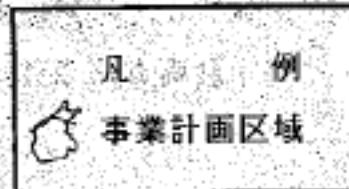
本事業は、八王子市宇津貢町、片倉町、小比企町及び大船町にまたがる約392.5haの区域において実施する新市街地開発事業である（図I・1-1参照）。計画戸数は約7,400戸、計画人口は約28,000人を予定している。

快適で利便性のある生活環境を実現するため、当該事業により、地域の現況や歴史を活かしながら道路、公園等の都市基盤整備を行ない、同時に、小・中学校用地、センター用地等を確保する。また、市街地の活動性を高めるため、誘致施設用地を確保する（表I・1-1参照）。

都市計画道路 2・1・9号線は、日野市方面と八王子市館町方面を連絡する都市



図 I・1-1 事業計画区域位置図



幹線道路で、すでに都市計画決定されているが、交通の円滑化を図り健全な市街地の発展に寄与するため、一部区間について、線形等の変更を行なう（表 I-1-2 参照）。

表 I-1-1 南八王子土地区画整理事業の計画概要

開発区域面積		約 392.5ha
利 用 分 別	主たる公共施設	道路 約 64.0ha
		公園緑地 約 94.0ha
教 育 施 設	学校（6校）	約 18.0ha
	幼稚園（6園）	約 2.0ha
住 宅 地	独立住宅	約 107.0ha
	集合住宅	約 43.0ha
誘致施設		約 36.5ha
その他		約 28.0ha

表 I-1-2 都市計画道路 2・1・9号線建設事業区間の概要

旧計画	幅員(m)	区間長(m)	新計画	幅員(m)	区間長(m)
	18	約 2,600		22	約 2,800

1・4 環境に及ぼす影響評価の結論

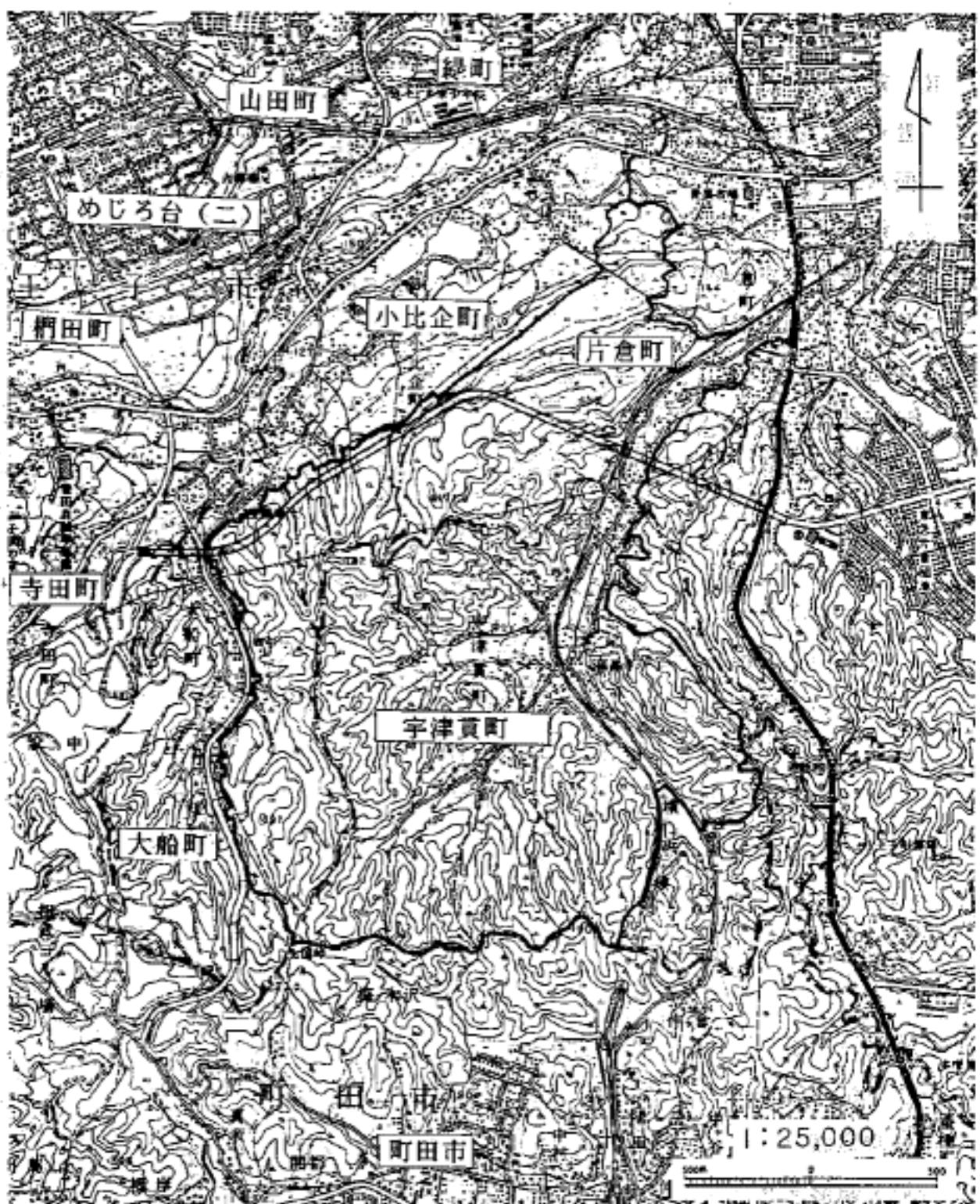
予測・評価項目	結論の概要
1. 大気汚染	<p>造成工事中の粉じんの発生については、法面保護、緑化等の対策を講ずるので、周辺地域への影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における自動車走行による二酸化窒素と一酸化炭素の予測濃度（98%値もしくは2%除外値）は、都市計画道路2・1・9号線（4車線）の各予測地点*の道路端で、0.0457ppm, 3.397ppm(A地点北側及び南側), 0.0460ppm, 3.400ppm(B地点北側) 0.0466ppm, 3.405ppm(B地点南側), 0.0455ppm, 3.395ppm(C地点北側及び南側)であり、それぞれ環境基準の範囲内であるので影響は小さい。</p> <p>*A地点：八王子市大船町86番地地先 B地点：八王子市小比企町3220番地地先 C地点：八王子市片倉町2015番地地先</p>
2. 水質汚濁	<p>造成工事中における降雨時の土砂、浮遊物質の流出については、沈砂池等の予防措置を講ずるので、下流への影響は小さいものと考えられる。なお、事業完了後は、下水道が整備されるので影響は小さい。</p>

予測・評価項目	結論の概要
3. 土壌汚染	<p>事業計画として、土壤汚染が発生するような施設の計画が無いので、土壤汚染の心配はない。</p> <p>廃棄物の投棄歴を有する場所で、「公有地取得に係わる重金属等による汚染土壌の処理基準」に定める基準濃度以上の亜鉛を含有する土壌が確認されたが、地下水への溶出はない。また、事業計画上、現状の覆土状態を維持するので、土壤汚染の恐れはなく、影響はないものと考えられる。</p>
4. 騒音	<p>建設作業騒音については、騒音規制法に定める特定建設作業に該当する機械は使用しない。また、建設作業騒音の影響が最も大きいと予測される地点の予測値が、東京都公害防止条例の勧告基準を下回るので、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における朝7時～8時の道路交通騒音は、都市計画道路 2・1・9号線の各予測地点の道路端で、56.4ホン（A地点南側）、56.3ホン（A地点北側）、57.4ホン（B地点南側）、56.4ホン（B地点北側）、53.1ホン（C地点北側及び南側）である。A地点及びB地点では時間帯によって環境基準を上回るが、その時間帯は限られており、かつ、若干上回る程度であるので、影響は小さいものと考えられる。なお、歩道に街路樹を設置し、沿道環境の向上を図る。</p>

予測・評価項目	結論の概要
5. 振動	<p>建設作業振動については、振動規制法に定める特定建設作業に該当する機械は使用しない。また、建設作業振動の影響が最も大きいと予測される地点の予測値が、敷地境界で、東京都公害防止条例の勧告基準を若干上回るが、敷地境界付近に重機械が集中しないよう、工事の施工にあたっては十分留意するので、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における朝7時～8時の道路交通振動の予測値は、都市計画道路2・1・9号線の各予測地点で、46.3dB（A地点）、48.0dB（B地点）、44.1dB（C地点）となり、振動規制法による道路交通振動の基準値を満足するので影響は小さい。</p>
6. 陸上植物	<p>事業計画区域の樹林地・草地の約78%が改変されるが、約22%（約70ha）が保存され、さらに、約80haの区域が緑被地として復元される。</p> <p>八王子市指定天然記念物であるスダジイをはじめ、注目すべき植物については、可能な限り残存緑地に取り込み、また、造成計画上、生育地が失われるものについては、出来る限り移植を行なう計画である。</p> <p>したがって、植物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>

予測・評価項目	結論の概要
7. 陸上動物	<p>樹林型の動物群の生息域は減少するが、主要な生息域である事業計画区域南側の尾根部及び片倉城跡公園一帯が現況として残る。</p> <p>また、注目すべき動物は、事業計画区域南側や計画区域周辺の樹林地等での生息が可能であると考えられる。</p> <p>したがって、陸上動物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>
8. 水生生物	<p>造成工事中、降雨時に造成地から浮遊物質が発生するが、一過性であり、かつ、沈砂池等の予防措置を講ずるので、河川等水生生物の生息環境は維持できるものと考えられる。</p> <p>事業完了後は、盛土により谷戸部の生息域は減少するが、下水道が整備され汚水の流入がなくなるため、兵衛川における水生生物の生息環境は改善される。</p> <p>ゲンジボタルについては、生息域を新たに設けることにより、復元に努める。</p> <p>したがって、水生生物への影響は、小さいものと考えられる。</p>

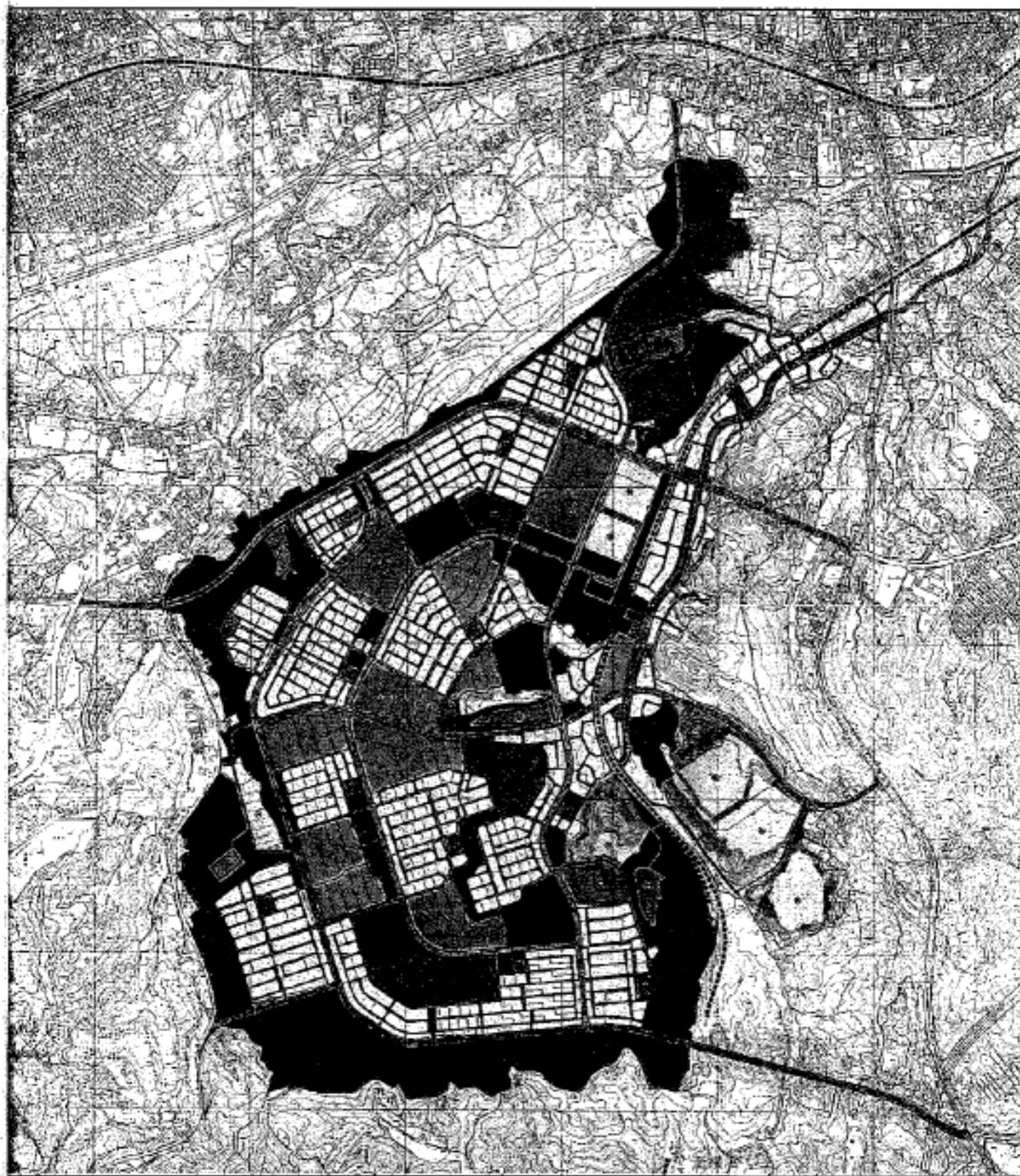
予測・評価項目	結論の概要
9. 地形・地質	<p>学術上あるいは景観上貴重な地形地質はない。</p> <p>造成により生じる長大法面については、宅地造成等規制法に基づき施工する。</p> <p>造成工事等による地区外の不圧地下水への影響は、事業計画区域及びその周辺に地下水涵養域が現況として残るので、最小限に止められるものと考えられる。</p>
10. 史跡・文化財	<p>八王子市指定の天然記念物であるスダジイは、緑地の中に保存するので問題はない。</p> <p>また、埋蔵文化財については、文化財保護法に基づいて現況保存もしくは記録保存するので、適切に措置される。</p>
11. 景観	<p>縁辺部が緑地として残るため、周辺からの景観の変化は最小限に止められるものと考えられる。</p> <p>また、公園緑地率が高く、縁辺部の残存緑地、復元緑地等の修景緑地により、周辺景観と調和した市街地になるものと考えられる。</p>



図Ⅲ・2-1 位置図



図II・2-2 土地利用計画図



凡 例

鐵道	河川・水路	小学校	区画施設
道路	調節池	幼稚園	墓地
歩行者専用道路	独立住宅	地区センター	配水場
公園	集合住宅	近隣センター	誘致施設
緑地	中学校	保育所	



SCALE = 1 : 20,000
0 100 500m